

## 2016.09.28：平成28年9月定例会（第2日目） 本文

## 3 ○関 政幸君

○関 政幸君 皆さん、おはようございます。自由民主党、千葉市緑区選出の関です。発議案第1号千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例について、提出者を代表いたしまして趣旨説明をさせていただきます。

我が国における心肺機能停止により救急搬送された傷病者数は平成26年で12万5,951人であり、このうち7万6,141人が急性心筋梗塞など心原性心肺機能停止によるものとされています。平成16年7月の厚生労働省の通知により、救命の現場に居合わせた一般市民による自動体外式除細動器、いわゆるAEDの使用が認められましたが、心原性心肺機能停止の傷病者のうち、一般市民が心肺蘇生法の実施及びAEDの使用を行った場合には、未実施の場合と比較して1カ月後の生存率は約6倍高く、社会復帰率も約10倍高くなったという統計が出ております。心肺機能が停止した傷病者の発見から救命措置の開始までの時間が短くなれば、より生存率や社会復帰率も高くなるとされており、要救助者を目撃した一般市民、いわゆるバイスタンダーによる速やかな救命措置の実施が救命と早期の社会復帰に大きく寄与いたします。本県においては、バイスタンダーによって心原性心肺機能停止の時点で目撃された傷病者は平成26年で1,082人、1日当たり3人発生している状況ですが、バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率は49.5%、そのうちAED実施率は4.0%にとどまっております。また、119番通報を受けてから救急隊が現場に到着するまでの平均時間が8.6分となっていることを踏まえると、より多くの命を救うためには、バイスタンダーによる心肺蘇生法の実施率及びAEDの使用率のさらなる向上が必要となります。

このような背景を受けまして、我が自民党派では、心肺蘇生法の実施率とAEDの使用率を高めるため、平成26年8月に条例制定を視野に入れた研究を開始し、昨年6月には検討プロジェクトチームを設け、関係団体や有識者等との意見交換、先進地の視察、パブリックコメントの実施などを経て議論と検討を重ねてまいりました。そして、今回の提出に至った次第でございます。本条例の特徴を説明させていただきます。

まず、本条例の目的については、県民に対するAEDの使用及び心肺蘇生法の普及促進と、自発的かつ積極的な心肺蘇生法等の実施ができる環境づくりを2つの柱と捉え、もって一人でも多くの救命及び後遺症の軽減を実現することにあります。

次に、関係する各主体につきましては、県に施策の総合的かつ計画的な策定と実施等の責務を定めるとともに、市町村、県民及び事業者に対しては、おのおのに応じた役割に努めていただくよう整理しております。

続いて、知事には基本計画を策定していただきます。計画には基本的な方針、目標、県の講ずべき施策などの事項について定め、これを公表することとしました。この計画の策定を通じて、各施策の実施に必要な現状の把握と解決すべき課題の明確化を進めていただきたいと思います。

次に、心肺蘇生法の実施とAEDの使用については、県民に正しい知識、技能と理解を持っていただくとともに、日ごろから訓練を通じてなれていただくことが何よりも重要であります。この点、本県では、各市町村消防や赤十字社などを中心として、一般向けの救命講習会が多く実施されていますが、それに加えて少年期から青年期までの習得が特に重要であると捉え、本条例では、学校等における取り組みを推進することとし、とりわけ県立中学校及び高等学校においては、心肺蘇生法やAEDの実習を行うこととしました。また、県民の関心及び理解を深めるための広報活動においては、特に救急の日が設定されている9月をAEDで命を救う勇気を持つ月間と定め、普及啓発を強化することとしております。

AEDの設置等につきましては、県は市町村と連携して効果的かつ効率的な設置を計画的に推進するものとし、県有施設への設置、設置AEDの適切な表示及び維持管理並びに県主催行事におけるAEDの確保を行うものとしております。このAEDの設置、適切な表示及び維持管理につきましては、事業者にも努めていただくことにしました。AEDに関する情報については、県内にAEDを設置している者に県への提供を求め、県はその情報を集約整理して県民に公表するものとしてしました。このAED情報には種類、設置場所、利用可能時間に加えて、第三者による利用の可否も含まれております。この情報の活用によって、AED必要時における速やかな利用を可能としたり、また、新たに設置する際の参考に資することなどを期待しております。

最後は援助に関する規定です。心肺蘇生法の実施やAEDの使用は善意として行われるべき行為であり、善意で行われた行為により、救助実施者がこうむった経済的・身体的・精神的損害は社会的な支援のもとで回復されなければなりません。この点、救助実施者による心肺蘇生法の実施やAEDの使用の結果として、要救助者に何らかの損害が発生した場合においても、例えば民事上は民法698条の緊急事務管理に該当するものとされ、この救助実施者は、悪意または重過失が認められない限りは責任を負わないものとされています。もっとも、たとえ適切な実施であっても、要救助者からの訴訟提起の可能性を完全に排除することは、現行の法のもとではできません。

そこで本条例では、万が一、救助実施者に対して訴訟が提起された場合には、弁護士費用などの訴訟に要する費用を貸し付けることができるとし、さらに判決の結果を受けて、その返還義務を免除するなど、負担を実質的に軽減するための支援を行うこととしました。また、救助活動が原因となって、救助実施者に健康被害等が発生した場合の援助も行うこととしております。このような援助に関する規定が、いざ要救助者に遭遇した場面において、バイスタンダーの心肺蘇生法の実施及びAEDの使用に対する不安感や躊躇原因を払拭する一助となり、自発的、積極的な実施を後押しするものと考えております。アメリカやカナダの州には、自発的に救命行為に出た人について、仮にその行為に不適切どころがあったり、結果が思わしくなかったとしても法的責任は問えないとの趣旨を明確にした法があり、よきサマリア人法と呼ばれているそうです。このよきサマリア人は聖書の物語に登場します。強盗に襲われて重傷を負い、道端に倒れていた旅人に対し、皆が我関せずとして通り過ぎていく中で、あるサマリア人だけが旅人を介抱し、傷口の治療をした上、宿屋まで運び、その宿屋にけが人の世話を頼んで費用まで支出したというのです。皆でこのよきサマリア人を目指し、一人でも多くの命を救っていきませんか。

皆様におかれましては、一人でも多くの救命と後遺症の軽減の実現に向けた本条例の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

発議案第1号

千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び千葉県議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成28年9月28日

千葉県議会議長 宇野 裕 様

提出者	千葉県議会議員	川	名	寛	章
	同	河	上		茂
	同	石	毛	之	行
	同	瀧	田	敏	幸
	同	宇	野		裕
	同	吉	本		充
	同	山	中		操
	同	信	田	光	保
	同	中	台	良	男
	同	大	松	重	和
	同	松	下	浩	明
	同	内	田	悦	嗣
	同	鶴	岡	宏	祥
	同	山	本	義	一
	同	實	川		隆
	同	坂	下	しげき	
	同	関		政	幸
	同	小	池	正	昭
	同	石	井	一	美
	同	五十嵐		博	文
	同	小	路	正	和
	同	戸	村	勝	幸
	同	茂	呂		剛
	同	森			岳

# 千葉県 A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例

## (目的)

第一条 この条例は、緊急時における適切かつ迅速な A E D の使用及び心肺蘇生法の実施が、要救助者の救命率の向上及び後遺症の軽減に果たす役割の重要性に鑑み、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進について、県の責務等を明らかにし、県その他の者が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るとともに、誰もが要救助者に対して自発的かつ積極的に A E D を使用し、及び心肺蘇生法を実施することができる環境をつくり、もって一人でも多くの要救助者の救命及び後遺症の軽減を実現することを目的とする。

## (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 A E D 自動体外式除細動器をいう。
- 二 心肺蘇生法 胸骨圧迫又は人工呼吸により血液の循環又は呼吸を補助する処置をいう。
- 三 要救助者 本県の区域内において心肺の機能が停止した状態にある者又はそのおそれがあると認められる者をいう。
- 四 県民 本県の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。

## (県の責務)

第三条 県は、国、市町村（市町村の消防事務を共同処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）、事業者その他の関係者と連携し、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町村と連携し、県内における A E D の効果的かつ効率的な設置を計画的に推進するものとする。

## (市町村の役割)

第四条 市町村は、国、県、事業者その他の関係者と連携し、それぞれの地域の実情に応じて、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に努めるものとする。

2 市町村は、県と連携し、県内における A E D の効果的かつ効率的な設置を計画的に推進するよう努めるものとする。

3 市町村は、県に対し、第十二条第一項に規定する A E D 情報の提供に努めるものとする。

## (県民の役割)

第五条 県民は、A E D の使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の習得及び維持に努めるものとする。

2 県民は、要救助者を発見した場合は、相互扶助の精神にのっとり、自ら率先して A E

Dの使用及び心肺蘇生法の実施に努めるものとする。

- 3 A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得した県民は、その習得した知識及び技能の内容及び程度に応じて、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第六条 事業者は、従業員に対し、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得させ、及び維持させるよう努めるものとする。

(基本計画)

第七条 知事は、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進を図るため、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する基本的な方針

- 二 A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する目標

- 三 A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- 四 前各号に掲げるもののほか、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関し必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(学校及び保育所等における取組の促進)

第八条 県は、市町村、事業者その他の関係者と連携し、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校をいう。以下同じ。）の教職員及び保育所等（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定子ども園をいう。）の教職員に対し、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識、技能及び指導方法を習得させ、及び維持向上させるよう努めるものとする。

- 2 学校（幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）は、授業その他の教育活動において、児童又は生徒の発達段階に応じ、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施に関する知識及び技能を習得するための機会を確保するよう努めるものとする。

- 3 県立中学校及び県立高等学校は、生徒に対し、心肺蘇生法の実施又はA E Dの使用に関する実習を行うものとする。

- 4 学校（前項に規定するもの並びに幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。）は、児童又は生徒に対し、心肺蘇生法の実施及びA E Dの使用に関する実習を行うよう努める

ものとする。

- 5 県は、市町村、事業者その他の関係者と連携し、第二項に規定する機会の確保又は第三項若しくは前項に規定する実習の実施のために必要な機材の貸出し、人材の派遣その他の支援を行うよう努めるものとする。

(広報活動及び普及啓発強化月間)

第九条 県は、AEDの使用及び心肺蘇生法の実施についての県民の関心及び理解を深めるため、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県民の間に、広くAEDの使用及び心肺蘇生法の実施についての関心及び理解を深めるため、AEDで命を救う勇気を持つ月間を設ける。

- 3 AEDで命を救う勇気を持つ月間は、九月とする。

- 4 県は、市町村その他の関係者と連携し、AEDで命を救う勇気を持つ月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県有施設におけるAEDの設置等)

第十条 県は、別に定める県有施設にAEDを設置するものとする。

- 2 県は、前項に規定する県有施設において、別に定める基準に従って、AEDを設置した場所を適切に表示するものとする。

- 3 県は、別に定める基準に従って、その所有するAEDを適切に維持管理するものとする。

- 4 県は、行事を主催するときは、当該行事の開催場所にAEDの確保を図るものとする。

(事業所におけるAEDの設置等)

第十一条 事業者は、事業所にAEDを設置するよう努めるものとする。

- 2 AEDを設置している事業者(以下「AED設置事業者」という。)は、前条第二項に規定する基準その他のAEDを設置する場所の表示に関し必要な事項についての定めに従って、事業所においてAEDを設置した場所を適切に表示するよう努めるものとする。

- 3 AED設置事業者は、前条第三項に規定する基準その他のAEDの維持管理に関し必要な事項についての定めに従って、その所有するAEDを適切に維持管理するよう努めるものとする。

(AEDに関する情報の提供及び公表)

第十二条 県内にAEDを設置している者は、知事が別に定めるところにより、県に対し、当該AEDの種類、設置場所、第三者利用の可否、利用可能な時間その他の県民が当該AEDを利用するために有益な情報(以下「AED情報」という。)を提供するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定は、AED情報の変更及びAEDの設置の廃止について準用する。

- 3 県は、前各項の規定によりAED情報の提供があつた場合は、速やかに、県民に対し、インターネットその他の方法により当該AED情報を公表するものとする。

4 A E Dを販売し、授与し、又は貸与しようとする者は、その相手方に対し、A E D情報を県に提供するよう促すものとする。

(援助)

第十三条 知事は、要救助者に対しA E Dを使用し、又は心肺蘇生法を実施した者（以下「救助実施者」という。）に対して提起された訴訟が、A E Dを使用し、又は心肺蘇生法を実施した事案に係るものである場合であつて、千葉県救急・災害医療審議会が適当と認めるときは、当該訴訟を提起された救助実施者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。

2 県は、救助実施者が要救助者に対しA E Dを使用し、又は心肺蘇生法を実施したことにより、当該救助実施者に健康被害等が生じた場合において、必要な情報の提供その他の適切な援助を行うものとする。

(貸付金の返還等)

第十四条 前条第一項の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた救助実施者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、相当の期間、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、当該訴訟が棄却その他の理由により終了し、当該訴訟に要する費用の貸付けを受けた救助実施者が違法な行為をしたとは認められないとき又はやむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(財政上の措置)

第十五条 県は、A E Dの使用及び心肺蘇生法の実施を促進するため、必要な財政上の措置を行うものとする。

(見直し)

第十六条 知事は、この条例の施行後三年を経過することにより、この条例の規定及び実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。